

## 大田区諮問第 107 号答申

### 1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 11 月 29 日付け 3 池特発第〇〇号によって自己情報不存在通知をしたこと（以下「本件処分」という。）は、相当である。

### 2 請求対象情報

審査請求人が令和元年 6 月 19 日ころ、池上特別出張所に提出した審査請求人に係る〇〇の診断書及び〇〇公安委員会に提出した苦情申出書（H〇. 〇. 〇付）（以下「本件自己情報」という。）。

### 3 審査の経過

令和 4 年 2 月 15 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。  
3 月 14 日 審査した。

### 4 事実の経過

審査請求人は、令和 3 年 11 月 15 日、大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 21 条の規定により、実施機関に対し、プライバシー権の侵害を理由として本件自己情報の目的外利用の中止及び外部提供の中止を求めた。同月 29 日、実施機関は、本件自己情報が不存在であるという理由を付して、自己情報不存在通知書を審査請求人に交付した（本件処分）。同年 12 月 1 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

### 5 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

#### (1) 審査請求の理由

審査請求人は、令和 3 年 10 月 28 日、池上特別出張所（実施機関）に対し、請求対象情報を「①区職員として請求人との対応・やり取りを記録したもの（メモも含む）。②区職員として、記録したところの請求人と元副所長〇〇〇〇氏とのトラブル等に係る一切の書面。③①及び②については現存するもの全て」として自己情報開示請求をした。

これに対し、実施機関は、同年 11 月 8 日付け自己情報開示等決定通知書にて「大田区個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号該当：請求の内容は、請求人と大田区との間の訴訟に係る関係資料となる……もので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」として開示を拒否した。

上記、自己情報開示請求の対象とした「元副所長〇〇〇〇氏とのトラブル等に係る一切の書面」には、「審査請求人に係る〇〇の診断書及び〇〇公安委員会に提出した苦情申出書（H〇. 〇. 〇付）（本件自己情報）」が含まれている。

したがって、実施機関が本件自己情報を保存・保有していることは明らかである。よって、実施機関の「請求された文書は、保存年限を経過し、令和 3 年 6 月に廃棄済みであり存在しません。」との主張は虚偽である。

## (2) 実施機関の弁明に対する反論

実施機関が本件自己情報を本当に廃棄していたならば、令和 3 年 11 月 8 日付け自己情報開示等決定通知書においては「自己情報の開示の請求に応じられません。」ではなく「請求された文書は、保存年限を経過し、令和 3 年 6 月に廃棄済みであり存在しません。」との記載になるはずである。

## 6 実施機関の弁明の要旨

審査請求人が目的外利用の中止及び外部提供の中止を求めた文書の保存年限区分は 1 年保存である。

審査請求人が主張するように、当該文書を令和元年 6 月 19 日ころ池上特別出張所に提出した場合、文書の完結した日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算し、1 年間保存する文書となるため、保存期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日である。当該文書は、保存期間を経過したために、令和 3 年 6 月に廃棄処分している。

## 7 審査会の判断

### (1) 前提

個人情報保護条例第 23 条第 4 項は、「実施機関は、第 1 項に規定する場合（自己情報の開示等の請求があったとき）において、自己情報が存在しないときは、……書面により速やかに請求者に通知しなければならない。」と規定する。

また、大田区文書管理規程（平成 10 年訓令甲第 5 号）第 37 条は、「文書及び電子文書の分類及び保存年限設定については、別に定める文書分類保存基準による。」とし、同規程第 38 条は、「文書及び電子文書の保存年限の区分は、次のとおりとする。……（1）1 年保存、（2）3 年保存、（3）5 年保存……」とし、同規程第 39 条は、保存年限の計算について「……保存年限は、当該文書及び電子文書の完結した日……の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算する。」と規定する。

## （2）当審査会の調査・確認

文書の物理的な存否が争いとなった場合、諮問機関たる当審査会は、物理的な存否の事実の調査・確認に従って答申する。答申は物理的な存否の事実に反することはできないことはいうまでもない。

当審査会の調査によれば、文書分類保存基準によって保存年限を 1 年保存とされた本件自己情報は、令和元年 6 月 19 日ころ提出され、完結している。保存期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日であることから、実施機関の主張のとおり、令和 3 年 6 月に廃棄したという事実を疑う余地はない。

当審査会は、事実として、実施機関が本件自己情報を保有していないことを確認した。

## （3）審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論について

審査請求人は、令和 3 年 10 月 28 日付け自己情報開示等請求書において、請求対象情報を「現存するもの全て」と限定している。これに対し、実施機関が令和 3 年 11 月 8 日付け自己情報開示等決定通知書にて「大田区個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号該当：請求の内容は、請求人と大田区との間の訴訟に係る関係資料となる……もので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」として開示を拒否した事実から、当該請求対象情報は存在することが明らかであり、その情報の中には本件自己情報も含まれているはずであるが、もし実施機関が本件自己情報を本当に廃棄していたならば、令和 3 年 11 月 8 日付け自己情報開示等決定通知書においては「自己情報の開示の請求に応じられません。」ではなく「請求された文書は、保存年限を経過し、令和 3 年 6 月に廃棄済みであり存在しません。」との記載になるはずである、と反論する。しかしながら、これは、請求を受けた令和 3 年 10 月 28 日時点で存在した文書については、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第

3号により開示できない旨の決定をしたに過ぎない。審査請求人が、本件で目的外利用及び外部提供の中止を求める文書が物理的に存在しないことは上記の経緯で明らかであり、不存在としたことは相当である。

(4) 結語

以上から、本件自己情報が不存在であることを理由としたことに違法又は不当な点はなく、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子